

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

**一般社団法人・財団法人法の創設に伴う
中間法人法の廃止にかかわる
倒産隔離ビークルに関する税務上の取り扱い**

資産流動化・証券化等の投資ストラクチャーにおいて、倒産隔離のためのビークルが必要となる場合、海外ビークルとしては、ケイマンのチャリタブル・トラストが、国内ビークルとしては、有限責任中間法人がこれまで最も一般的に利用されてきたといえます。

有限責任中間法人は、2002年4月1日に施行された中間法人法に基づき設立された法人ですが、その性格は公益法人と営利法人の中間にあるものとして位置づけられていました。有限責任中間法人における基金の拠出者は必ずしも当該有限責任中間法人の議決権を有することにならないため、有限責任中間法人は、投資ストラクチャーにおいて倒産隔離の機能を果たすことが可能となり、新たな国内の倒産隔離ビークルとして広く活用されるようになりました。しかし、今般、一般社団法人・財団法人法が2008年12月1日に施行されたことに伴い、中間法人法は廃止され、既存の有限責任中間法人は一般社団法人として存続することとなったため、倒産隔離ビークルとして投資ストラクチャーに組み込まれていた有限責任中間法人が一般社団法人に移行した場合に、法律上・税務上の取り扱いにどのような変化が生ずるのかが注目されてきたところです。

有限責任中間法人から一般社団法人への移行は、特に法律上は規制が緩やかになった事項が多く、実務上は、移行後においても従来から用いられていたストラクチャーを変更する必要はないと考えられています。本ニュースレターでは、有限責任中間法人から一般社団法人への移行にかかわる税務上の取り扱いについて、再度留意しておくべき事項を紹介いたします。

普通法人と非営利型法人

法人税法上、有限責任中間法人は普通法人として取り扱われてきたところですが、一般社団法人については、その態様に応じて、普通法人あるいは非営利型法人として取り扱われることとなります(法人税法第2条第9号・第9号の2)。したがって、一般社団法人及び財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」)の施行に伴い、一般社団法人として存続することとされた有限責任中間法人についても、法人税法上、施行日(2008年12月1日)において非営利型法人の要件に該当しない場合には、従前どおり普通法人として取り扱われますが、非営利型法人の要件に該当した場合には、非営利型法人として収益事業から生じた所得についてのみ法人税課税が行われることとなります。法人税法施行令第3条において非営利型法人の要件が列挙されておりますが、倒産隔離ビークルとして利用されてきた有限責任中間法人の場合には、これらの要件に該当するケースは少ないものと考えられ、通常は、一般社団・財団法人法の施行日後も、普通法人として取り扱われるものと考えられます。

みなし事業年度

上記のとおり、一般社団法人に移行した有限責任中間法人が、一般社団・財団法人法の施行日において、法人税法上、非営利型法人に該当しない場合には、当該法人は普通法人として取り扱われることとなります。また、有限責任中間法人の定款は移行後の一般社団法人の定款とみなすこととされています。したがって、倒産隔離ビークルとして利用されてきた有限責任中間法人のように普通法人として取り扱われる一般社団法人に移行した有限責任中間法人については、一般社団法人・財団法人法の施行に伴って、法人税法上、みなし事業年度が生ずることはありません。

一般社団法人としての名称変更等の登記および税務上の届出

有限責任中間法人は、一般社団・財団法人法の施行日である2008年12月1日をもって、一般社団法人に移行することになりましたが、同日以後最初に招集される定時社員総会において、一般社団法人としての名称変更等にかかわる定款の変更およびその登記が必要となります。この場合の登記にかかわる登録免許税については課されないこととされています(登録免許税法附則(2008年4月30日法律第23号)抄第27条第2項第3号)。また、税務上の手続きとしては、上記の名称変更に関する異動届を所轄税務署および地方税当局へ提出することが必要となります。この名称変更に関する異動届の提出は、名称変更の登記終了後、速やかに行うこととされています。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号

霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
マネージャー	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com	
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	